

令和 5 年度答申第 3 号

答申書

令和 6 年 1 月 18 日付けで相模原市長から諮詢のあった件(令和 5 年度諮詢第 4 号)について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 事案の概要

本件は、審査請求人が、令和 4 年中に上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得を有していたことから、処分庁である相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し、これらの所得に係る市民税・県民税の年税額につき、〇円(市民税につき、所得割額〇円、均等割額 3,500 円、県民税につき、所得割額〇円、均等割額 1,800 円)と決定して、審査請求人に通知したところ、審査請求人が、これらの所得に係る市民税・県民税は、審査請求人が口座を有している証券会社を通じてあらかじめ特別徴収されているため、市民税所得割額を〇円と決定した令和 5 年 6 月 1 日付け令和 5 年度(令和 5 年度分)市民税・県民税税額決定処分(以下「本件処分」という。)は違法であるとして審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である(均等割額については実質的に争いがない。)。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、上場株式等の譲渡を全て証券会社の特定口座内で行っており、売買の利益たる、譲渡による収入と取得費との差引金額〇円の確定時に、証券会社が、国税、市民税・県民税を源泉徴収し、いずれも納税済みである。
- (2) したがって、審査請求人には、更に課税されるべき市民税・県民税はない(均等割額は除く。)。
- (3) また、本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額〇円と総合課税

申告における赤字額〇円の合計〇円に、市民税・県民税の割合たる 5. 3 1 5 % を乗じた金額(から市民税・県民税の均等割額を差し引いた金額)が還付されるべきである。

(4) それにもかかわらず、本件では、処分庁は、市民税所得割額につき〇円を課税した上、〇円を還付するのみであるから、本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

(1) 総合課税申告における総合課税の赤字となる金額は、〇円ではなく、〇円である。

(2) 配当割及び株式等譲渡所得割は県民税として特別徴収されるものであり、売買の利益及び配当等に対して課されて特別徴収される市民税・県民税相当の配当割及び株式等譲渡所得割は、市民税として納税されてはいない。

(3) また、市民税・県民税の割合を 5. 3 1 5 % とするのも誤りである。

(4) 処分庁は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 45 条の 3 第 1 項及び第 317 条の 3 第 1 項の規定により、確定申告書を個人の市民税・県民税の申告書とみなして、令和 5 年度市民税・県民税の税額を年税額〇円(市民税所得割額〇円、市民税均等割額 3, 500 円、県民税所得割額〇円、県民税均等割額 1, 800 円)と決定した。

(5) 処分庁の市民税・県民税に係る年税額の決定は、法令に則って適切に算定されたものであり、審査請求人に対する市民税・県民税の課税額は年税額〇円としたことに誤りはないから、本件処分に違法はない。

第 4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和 6 年 1 月 18 日	審査庁から諮問書を受付
令和 6 年 1 月 22 日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和 6 年 2 月 5 日	審査請求人から主張書面を受付
令和 6 年 2 月 26 日	調査審議
令和 6 年 3 月 25 日	調査審議

第 5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審理員意見書、弁明書及び審査請求人の主張書面並びに各証拠によれば、次の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和4年中に、上場株式等の譲渡により〇円の収入を得た。
- (2) 当該上場株式等の取得費は、〇円であり、上記譲渡による収入と取得費との差引金額は〇円である。
- (3) また、審査請求人の、本年分で差し引く上場株式等に係る令和3年分からの繰越損失の金額は、〇円であり、上記譲渡による収入と取得費との差引金額〇円からこれを差し引いた繰越控除後の所得金額は、〇円である。
- (4) 令和4年中の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得について、これらの所得に係る配当割及び株式等譲渡所得割については、審査請求人が口座を有している証券会社を通じてあらかじめ特別徴収されていた。
- (5) 審査請求人は、令和5年3月6日、相模原税務署へ当該上場株式等に係る配当所得及び上場株式等に係る譲渡所得並びに特別徴収税額について記載した所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出した。
- (6) 処分庁は、審査請求人に対する令和5年度市民税・県民税の年税額を、〇円(市民税につき、所得割額〇円、均等割額3,500円、県民税につき、所得割額〇円、均等割額1,800円)と決定し、令和5年6月7日、審査請求人に対して、令和5年度(令和5年度分)相模原市市民税・県民税税額決定・納税通知書を送付して、本件処分を行った。

当該通知書は、遅くとも同月10日には審査請求人に送達された。

- (7) 審査請求人は、令和5年6月21日、本件審査請求を提起した。
- (8) 処分庁は、令和5年7月14日、所得割額より控除しきれなかった配当割及び株式等譲渡所得割の控除額の残額〇円を審査請求人に還付した。

2 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

処分庁が、審査請求人が分離課税に係る所得として申告した令和4年中の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る市民税・県民税の年税額につき、〇円と決定したうち、市民税所得割額を〇円と決定したことの当否。

(2) 争点についての判断

ア 本件処分における法令等の規定

(ア) 市民税・県民税の課税

法第24条第1項第1号は県民税について、法第294条第1項第1号は市民税について、均等割額及び所得割額の合算額によって課するものとしている。

さらに、県民税については、特定配当等(法第23条第1項第15号)に対して配当割(法第23条第1項第3号の3)を課し(法第24条第1項第6号及び法第71条の27)、特定株式等譲渡所得金額(法第23条第1項第17号)に対して株式等譲渡所得割(法第23条第1項第3号の4)を課するものとされている(法第24条第1項第7号及び第71条の48)。

配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とされ(法第71条の27第1項)、税率は5%である(法第71条の28)。株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とされ(法第71条の48)、同じく税率は5%である(法第71条の49)。これら配当割及び株式等譲渡所得割は、特別徴収の方法により徴収されることとされている(法第71条の30及び第71条の50)。

ただし、配当割及び株式等譲渡所得割が特別徴収されている場合であって、法第32条第13項第2号及び同条第15項第2号並びに第313条第13項第2号及び同条第15項第2号に規定する確定申告書が提出された場合には、市民税・県民税の所得割の額から、県民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額(法第37条の4)を、市民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額(法第314条の9第1項)を控除するものとされている。

(イ) 均等割額

相模原市の市民税均等割の額は3,500円(相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第1項及び附則第9条)、神奈川県の県民税均等割の額は1,800円である(神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号。以下「県条例」という。)第11条、附則第7項及び附則第42項第2号)。

(ウ) 所得割の課税金額の計算方法

a 総合課税における所得割の課税標準について

総合課税における所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額である(法第32条第1項及び第313条第1項)。特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る金額は、課税標準から除外されることとされているが、確定申告書に、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の明細に関する事項の記載があるときは、当該所得を課税標準に含む(法第32条第13項第2号及び同条第15項第2号、第313条第13項第2号及び同条第15項第2号、附則第33条の2第1項、第2項、第5項及び第6項並びに附則第35条の2の2第1項及び第5項)。

納税義務者は、特定配当等について申告をする場合、総合課税と申告分離課税を選択することができる(法附則第33条の2第2項)。また、特定株式等譲渡所得金額について申告をする場合には、申告分離課税により課税される(法附則第35条の2の2第1項)。

b 分離課税における所得金額について

法第32条第13項第2号及び同条第15項第2号、第313条第13項第2号及び同条第15項第2号、附則第33条の2第1項、第2項、第5項及び第6項並びに附則第35条の2の2第1項及び第5項によれば、確定申告書第3表に上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について分離課税を行う記載がある場合には、市民税・県民税についても所得税と同様に、分離課税を行うこととなる。

上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額(法附則第33条の2第1項及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第16条の2の11第1項)、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額である(法附則第35条の2の2第1項及び地方税法施行令附則第18条の2第1項)。

c 所得金額からの控除について

所得控除として控除すべき金額(以下「所得控除額」という。)があ

る場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から差し引く(法第34条及び第314条の2)。

その上でなお所得控除額に残額がある場合には、更に上場株式等に係る配当所得等の金額及び譲渡所得等の金額から差し引く(法附則第33条の2第3項第3号及び同条第7項第3号並びに附則第35条の2の2第4項及び第8項)。

上場株式等に係る譲渡損失がある場合、当該譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額から控除することができる(法附則第35条の2の6第1項及び第11項)。

また、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額から控除しても控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び配当所得等の金額から繰越控除することができる(法附則第35条の2の6第5項及び第15項)。

d 税率について

総合課税における所得割額は、課税総所得金額に所得割の標準税率によって定める率を乗じて得た金額である(法第35条第1項及び第314条の3第1項)。相模原市における当該税率は、市民税が8%(条例第11条)、県民税が2.025%である(県条例第9条及び附則第42項第1号)。

分離課税における上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、課税所得金額に上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等のそれぞれの税率を乗じて得た金額が所得割の額となる。相模原市においては、いずれについても、市民税が4%(法附則第33条の2第5項及び附則第35条の2の2第5項)、県民税が1%である(法附則第33条の2第1項及び附則第35条の2の2第1項)。

e 所得割額からの控除について

総所得金額のうちに配当所得がある場合、配当控除が適用される(法附則第5条第1項第1号及び同条第3項第1号)。配当控除率は、相模原市の場合、総所得金額のうちの配当所得に対して、市民税所得割計算に際して1.12%(法附則第5条第3項第1号)、県民税所得

割計算に際して 0.28% である(法附則第 5 条第 1 項第 1 号)。

配当割又は株式等譲渡所得割が徴収されている場合であって、法第 32 条第 13 項第 2 号及び同条第 15 項第 2 号並びに第 313 条第 13 項第 2 号及び同条第 15 項第 2 号に規定する確定申告書が提出された場合、市民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を(法第 314 条の 9 第 1 項)、県民税については、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 2 を乗じて得た金額を(法第 37 条の 4)控除する。

イ 本件事案について

上記法令の規定に基づいて、審査請求人に対する市民税・県民税額のうち、本件で争いがない総合課税に係る所得割額及び均等割額を除く、分離課税に係る上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る所得割額を算定すると、次のとおりとなる。

まず、上場株式等に係る配当所得に対する課税所得は、上場株式等に係る配当所得○円(乙第 1 号証中第 3 表の 73)から、所得控除額に残額がある場合は当該残額を控除した額となるところ(法附則第 33 条の 2 第 3 項第 3 号及び同条第 7 項第 3 号並びに附則第 35 条の 2 の 2 第 4 項及び第 8 項)、総合課税分(総所得金額に係る所得割)において、総所得金額、すなわち不動産所得、配当所得及び給与所得(乙第 1 号証中第 1 表の 3、5 及び 6)の合計○円を所得控除額、すなわち社会保険料控除(乙第 1 号証中第 1 表の 13)及び基礎控除(法第 34 条第 2 項及び第 314 条の 2 第 2 項)の合計○円が上回るため、総所得金額から控除しきれなかった当該残額が○円となることから、当該課税所得は、上記○円から○円を控除した○円から端数を切り捨てた○円(①)となる(法第 20 条の 4 の 2)。なお、上記のとおり総合課税に係る所得割額は、課税総所得金額が○円となることから、○円となる。

次に、上場株式等に係る譲渡所得に対する課税所得は、上場株式等に係る譲渡所得○円(乙第 1 号証中第 3 表の 72)から令和 3 年分からの上場株式等の譲渡所得に係る繰越損失○円(乙第 1 号証中第 3 表の 94 並びに法附則第 35 条の 2 の 6 第 5 項及び第 15 項)を控除した○円から端数を切り捨てた○円(②)となる(法第 20 条の 4 の 2)。

以上から、分離課税における課税所得金額は、上場株式等に係る配当所得(①)と上場株式等に係る譲渡所得(②)の合計○円となる。

ここから市民税に係る所得割額を計算すると、まず、市民税に係る上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る税率は4%(法附則第33条の2第5項及び附則第35条の2第5項)であるから、控除前の所得割額は○円となる。

ここから控除される額は、配当控除額(法附則第5条第3項)、配当割額控除額(法第314条の9第1項)及び株式等譲渡所得割額控除額(法第314条の9第1項)であり、配当控除額は、総所得金額に係る配当所得○円(乙第1号証中第1表の5)に市民税に係る控除率(1.12%)を乗じた○円、配当割額控除額は、配当割額控除額○円(乙第1号証中第2表)に市民税に係る控除割合(5分の3)を乗じた○円、株式等譲渡所得割額控除額は、株式等譲渡所得割額控除額○円(乙第1号証中第2表)に市民税に係る控除割合(5分の3)を乗じた○円となる。

その結果、市民税に係る所得割額は、控除前の所得割額○円から、上記各控除額○円、○円及び○円を順次控除した○円から端数を切り捨てた○円となるから(法第20条の4の2)、処分庁の本件処分は、上記法令を正しく適用した結果であり、適法であるといえる。

なお、所論(第3の1(3)及び(4))に鑑み、還付額○円に関しても判断すると、県民税の所得割額○円(上場株式等の配当所得及び譲渡所得の課税所得金額○円に県民税に係る上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の税率(1%)を乗じて得た額(法附則第33条の2第1項及び附則第35条の2第1項))から、配当控除額○円(総所得金額に係る配当所得○円に県民税に係る控除率(0.28%)を乗じて得た額(法附則第5条第1項))、配当割額控除額○円(配当割額控除額○円に県民税に係る控除割合(5分の2)を乗じて得た額(法第37条の4))及び株式等譲渡所得割額控除額○円(株式等譲渡所得割額控除額○円に県民税に係る控除割合(5分の2)を乗じて得た額(法第37条の4))を順次控除しても控除しきれなかった額○円を市民税・県民税の所得割・均等割の合計○円から控除し、控除しきれなかった残額を還付するものであり、適法であるといえる。

審査請求人は、審査請求書から審理員意見書に対する認否反論に至るま

で一貫して、証券会社の特定口座から市民税・県民税は特別徴収されており、重ねて市民税に課税するのは二重課税であると主張するが、上記に繰り返し述べたとおり、特別徴収された配当割及び株式等譲渡所得割は県民税であり、本件処分における市民税・県民税の所得割額・均等割額の算定とは別のものであることから、この主張は地方税法及び市民税・県民税に係る所得割の算定方法に関する独自の解釈に基づくものであり、この主張は採用できない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件審査請求は棄却するべきであるとし、その理由を審理員意見書の「第5 理由」のとおりとしている。

当審査会は、審理員意見書の「第5 理由」をそのまま援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論において本答申と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以上